

施設利用の御案内



ミュージアムホール

【お問い合わせ・連絡先】

平塚市美術館 管理担当

〒254-0073 神奈川県平塚市西八幡1-3-3

TEL 0463-35-2111 FAX 0463-35-2741

E-mail art-muse@city.hiratsuka.kanagawa.jp

<https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/art-muse>

平塚市美術館

SHONAN
THE HIRATSUKA MUSEUM OF ART

2023.11 改訂

目 次

【1】ミュージアムホール利用案内

- 1. 利用の基準 2頁
- 2. お守りいただく事項
 - (1) 利用上の注意事項
 - (2) ミュージアムホール内でお守りいただく事項 . . . 3頁
- 3. 利用日 4頁
- 4. 利用時間
- 5. 休館日
- 6. 利用の申し込み方法
 - (1) 利用申込期間
 - (2) 受付時間
 - (3) 利用の申し込み方法と流れ 5頁
- 7. 使用可能な楽器

【2】使 用 料

- 1. ミュージアムホール使用料
- 2. 付帯設備使用料 6頁

【1】ミュージアムホール利用案内

1. 利用の基準

- ◇ 芸術文化施設にふさわしい内容の講演会、演奏会、映写会、会議等による利用であり、かつ、設置設備の範囲内で利用が可能なこと。
- ◇ 館の維持管理に支障がなく、来館者の良好な鑑賞を妨げない利用であること。



以下の場合、利用を許可いたしませんので、御注意ください。

- ① 公の秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると判断されるもの。
- ② 危険物等を使用する催しで、災害発生のおそれがあると判断されるもの。
- ③ 建物又は付帯設備等を損傷又は滅失するおそれがあると判断されるもの。
- ④ 利用目的に虚偽や異なった内容があると判断されるもの。
- ⑤ その他美術館の管理上、支障があると判断されるもの。
- ⑥ 平塚市暴力団排除条例により、暴力団の活動の利益となる行事には利用できません。
- ⑦ 利用承認後に暴力団の活動の利益になると認められる際は、利用の承認を取り消します。
- ⑧ 上記の場合は、納付された使用料は返還いたしません。

2. お守りいただく事項

(1) 利用上の注意事項

- ◇ 火気・火炎・煙は、厳禁です。
- ◇ 敷地内は禁煙です。
- ◇ 館内では飲食禁止です。
- ◇ 館内へ生花等植物の持ち込みはできません。
- ◇ 問い合わせ先は、美術館ではなく、利用団体(者)の連絡先にしてください。
- ◇ 入場料・資料代・材料費等を徴収することはできません。
- ◇ 営業・宣伝及び販売等の営利行為を行ってははいけません。
- ◇ 利用承認書を事務所に提示してから使用してください。
- ◇ 使用終了後は、必ず施設備品を元にもどして職員の確認を受けてください。
- ◇ 利用される部屋は、利用団体(者)の責任において管理してください。
- ◇ 施設管理上、職員の立ち入った時は、その指示に従ってください。
- ◇ 利用団体(者)は、使用の権利を他の団体(者)に譲渡転貸することはできません。

- ◇ 利用承認後の利用日の変更及び納付された使用料の返還はいたしません。
- ◇ ポスター、チラシ、パンフレット等の配布・掲示は、職員の指示に従ってください。
- ◇ 施設備品を傷つけたり、汚染するおそれのあるものは使わないでください。
- ◇ 他人に不快感を与えたり、危害を及ぼす恐れのある行為は行わないでください。
- ◇ 他人に同意を求める行為（署名活動等）や募金活動は行わないでください。
- ◇ 動物は持ち込まないでください。
- ◇ ゴミは持ち帰ってください。
- ◇ 大声を出したり、騒音等で他人に迷惑をかけないでください。
- ◇ 館内や駐車場内でのトラブル・事故等を発見した際は、速やかに美術館スタッフまでお知らせください。

(2) ミュージアムホール内でお守りいただく事項

- ◆ 事故防止のため、定員150名以内を必ずお守りください。
- ◆ 使用中は音などが漏れないように東西出入口の二重扉を必ず締めてください。
- ◆ 正面奥左側の扉は非常口のため、通常は使用できません。
- ◆ ミュージアムホールの設備は、机・椅子を除いて現状のまま利用してください。
- ◆ 椅子は150席、机は10本までご利用いただけます。椅子は、フロアに70席程度を御用意しておりますが、多少の場合は倉庫から出し入れして、終了後は元の状態に戻してください。
- ◆ 安全管理上、ピアノの移動は職員が行いますので、利用団体(者)で移動させないでください。
- ◆ 利用開始時にピアノの位置を決定した後の移動は行いません。
- ◆ 床や壁にセロテープ及びガムテープ等のテープ類は、使用できません。
- ◆ 楽屋及び更衣室などの控室がないため、備え付けのついたてを御利用ください。
- ◆ 照明は、蛍光灯・スポットライトまたは、双方の組み合わせが使用できますが、照明の位置を移動させることはできません。
- ◆ マイクのセットや調整などは職員が行いますので、ご利用の際はマイクのON・OFFのスイッチのみを使用してください。
- ◆ 濡れた傘の持ち込みはご遠慮いただいております。傘立てをご利用ください。
- ◆ 生木・生花の持ち込み（フラワースタンド利用の場合も同様）はご遠慮いただいております。
- ◆ 営業及び宣伝行為、料金徴収、寄付行為の活動をした場合は、その場で使用を中止し、以後の利用をお断りすることになります。

- ◆ 御利用時間には、準備と片付けに要する時間も含まれます。
特に、会の終了時間は、御利用時間の20分前に設定してください。

午前の御利用の場合 ：午後0時10分が目安

全日・午後の御利用の場合：午後4時30分が目安

3. 利用日

- ◇ 半日単位での申し込みが可能です。
- ◇ 同じ月は、最高2回まで申し込みが可能です。(半日も1回に数えます。)
- ◇ 休館日を含まず、連続して2日まで利用できます。
※ 連日御使用の場合でも、道具及び荷物等を置き止めすることは原則できません。
※ 美術館主催事業、市主催事業などにより利用できない日(期間)があります。

4. 利用時間

- ◇ 全日・・・午前9時30分から 午後4時50分まで。
- ◇ 午前・・・午前9時30分から 午後0時30分まで。
- ◇ 午後・・・午後1時00分から 午後4時50分まで。
※ 利用時間には、準備・片付けに要する時間も含まれます。
会議・演奏会は、利用時間の20分前を目安に終了してください。
※ 管理の都合上、必ず時間厳守をお願いいたします。
※ 利用時間を過ぎてしまった場合は、次回の利用をお断りすることがございますので、十分御注意ください。

5. 休館日

- ◇ 月曜日 (祝日・振替休日にあたる月曜日を除く。)
- ◇ 祝日にあたる月曜日の翌日
- ◇ 教育委員会が特に定めた臨時休館日
- ◇ 年末・年始 (12月29日から翌年の1月3日まで)

6. 利用の申し込み方法

(1) 利用申込期間

利 用 日	申 込 期 間
4月から翌年3月までの美術館が指定する日	利用日の6ヶ月前の日から7日前まで。 ただし、受付開始日が休館日にあたる時は、その直後の開館日となります。

(2) 受付時間

午前9時30分から午後5時まで

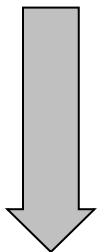
(3) 利用の申し込み方法と流れ

空き状況を確認してください。



- ・空き状況は、6ヶ月前の同日からお答えします。
- ・使用予定表は、美術館事務室に掲示しています。
- ・美術館主催事業、市主催事業などにより、使用できない日(期間)があります。

美術館事務室へ「利用申込書」を提出



- ・予約、仮押さえは受け付けておりません。
- ・電話での申し込みはできません。
- ・利用申込は先着順となります。
- ・9時30分に同一日時の申込者が複数いた場合は抽選を行います。
- ・使用料は「申込時」または、「後日(7日前まで)」にお支払いください。
なお、お支払い方法は、現金に限らせていただきます。
- ・使用料をお支払いいただいて予約完了となります。
- ・付帯設備の利用は、なるべく同時にお申し込みください。(料金は、6頁参照)
- ・使用料の支払い後、後日キャンセルされましても返金いたしません。
※この情報は利用申込事務以外に使用しません。

「美術館施設利用承認書」を交付

- ・利用当日は、「美術館施設利用承認書」を持参してください。

7. 使用可能な楽器

ミュージアムホールは、美術館の展示を補完・拡充するための多目的ホールであり、音楽活動専門のホールではありません。そのため、ピアノ、ヴァイオリン、アコースティックギター等の美術鑑賞に妨げとならない楽器の使用、または大音響を発しないことを条件とさせていただきます。

また、音量は、ミュージアムホールの外側において40デシベル以下を基準とし、機器による測定により指導する場合があります。(例 40デシベル=図書館の閲覧室)

【2】使用料

1. ミュージアムホール使用料

単位(円)

利用者	使用時間		
	午前 午前9時30分から 午後0時30分まで	午後 午後1時から 午後4時50分まで	全日 午前9時30分から 午後4時50分まで
市内の団体(個人)	2,000	3,000	5,000
市外の団体(個人)	3,000	4,500	7,500

備考

1. 3市3町による公共施設の相互利用に関する協定により、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町は市内の団体（個人）と同額の使用料になります。
2. 使用料の納入時に平塚市が協賛又は後援する承認書を提示された場合は、使用料が半額になります。

2. 付帯設備使用料

単位（円）

使用時間 使用場所	貸出台数	半 日	全 日
ピアノ	1台	5,000	10,000
卓上放送機器・マイク	1式 (有線マイク2本)	2,000	4,000
追加用ワイヤレスマイク	1本 (2本まで)	200	400

備考

- (1) 半日の使用時間は、ミュージアムホールの使用時間の午前・午後に準じます。
- (2) ピアノの使用料には、調律を含みません。

参考

当ホールの案内板の大きさです。

